

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録システムへの移行について（特定個人情報保護評価の報告）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理）

（担当部課：地域振興部戸籍住民課）

事業の概要

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行
担当課	戸籍住民課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)(以下、「標準化法」という。)に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区(以下「区」という。)の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体に対し、住民記録及び印鑑登録事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準(標準仕様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに住民記録及び印鑑登録システムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>それに伴い、標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバナメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、令和5年度第5回個人情報保護管理運営会議において、電算処理等について審議し、承認された。</p> <p>地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録システムの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価(全項目評価)を再実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントにより住民への意見聴取を行う特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(素案)の内容について報告する。</p> <p>※特定個人情報保護評価書については、資料4 2-1及び資料4 2-2のとおり</p>

件名 地方公共団体情報システム標準化に対応した住民記録及び印鑑登録システムへの移行について(特定個人情報保護評価の報告)

保有課(担当課)	戸籍住民課
登録業務の名称	住民基本台帳 印鑑登録 特別永住許可業務 市区町村在留関連事務 公的個人認証サービス 個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 区の住民基本台帳に記録されている者及び区が備える住民基本台帳に記録されていた者であって区が保存する削除された住民票に記録されている者並びに「新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例」に規定する請求等を行った者 2 記録項目 住民情報等(詳細は資料4 2-3のとおり) 3 記録するコンピュータ 住民記録及び印鑑登録システム(ガバメントクラウド上に構築)
新規開発・追加・変更の理由	「標準化法」に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
新規開発・追加・変更の内容	現在、情報システム課が提供しているホストコンピュータにより、住民基本台帳等に関する事務の運用を実現している。 「標準化法」に基づき、下記の事務を処理するシステムの標準化を行うため、「住民記録システム標準仕様書」及び「印鑑登録システム標準仕様書」に準拠したシステムへ移行する。 (1) 住民基本台帳 (2) 印鑑登録 (3) 特別永住許可業務 (4) 市区町村在留関連事務 (5) 公的個人認証サービス (6) 個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	令和5年度第5回新宿区個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。
新規開発・追加・変更の時期	令和5年8月～令和6年12月まで 移行期間 令和7年1月から 本稼働 ※特定個人情報保護評価(全項目評価)のスケジュールは以下のとおり 令和5年10月5日 パブリック・コメント開始 令和5年11月6日 パブリック・コメント終了 令和5年11月頃 第三者点検(専門性を有する外部の第三者による点検) 令和6年1月頃 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表